

平成 28 年第 1 回野洲市議会定例会提出案件

平成 28 年 2 月 24 日

1 専決処分の承認 1 件

□議第 1 号 専決処分につき承認を求めることについて（野洲市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

総務省自治税務局が、地方税分野の番号法に係る個々の手続を見直したことに伴い、平成 27 年 5 月の市議会定例会で議決を得た「野洲市税条例の一部を改正する条例」の一部を改正する必要があることから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものを、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

①概要

- ・市民税及び特別土地保有税の減免申請において、個人番号の記載を不要とする改正

②施行日 公布の日

③専決処分日 平成 27 年 12 月 28 日

2 新年度予算 11 件

□議第 2 号 平成 28 年度野洲市一般会計予算

□議第 3 号 平成 28 年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算

□議第 4 号 平成 28 年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算

□議第 5 号 平成 28 年度野洲市介護保険事業特別会計予算

□議第 6 号 平成 28 年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算

□議第 7 号 平成 28 年度野洲市下水道事業特別会計予算

□議第 8 号 平成 28 年度野洲市墓地公園事業特別会計予算

□議第 9 号 平成 28 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算

□議第 10 号 平成 28 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算

□議第 11 号 平成 28 年度野洲市土地取得特別会計予算

□議第 12 号 平成 28 年度野洲市水道事業会計予算

3 補正予算 8 件

□議第 13 号 平成 27 年度野洲市一般会計補正予算(第 8 号)

①予算額

- ・補正前予算額 23,667,692 千円
- ・補正額 273,356 千円
- ・補正後予算額 23,941,048 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・主要法人の増収による法人市民税の増額（424,613 千円）
- ・普通交付税の調整額復活に伴う追加交付による増額（10,770 千円）
- ・国の補正予算に伴う地方創生加速化交付金（79,494 千円）及び年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金（96,000 千円）の計上

- ・障害者自立支援事業費の増額見込に伴う国庫負担金（21,436 千円）、県負担金（10,718 千円）の増額
- ・財政調整基金繰入金の皆減（△291,000 千円）
- ・市有地の財産処分に伴う不動産売却収入の増額（22,966 千円）

【歳出】

- ・平成 27 年人事院勧告を受けて改定する一般職及び再任用職の職員の勤勉手当等の差額を計上（17,793 千円）
- ・国の交付金を活用して取り組む「琵琶湖の保全と活用」及び「人口減少社会のライフスタイルとまちづくりの転換」をテーマとした地方創生加速化交付金事業を計上（81,607 千円）
- ・自治体情報のセキュリティ強化対策に係るシステム関連経費を計上（12,733 千円）
- ・新たな国の給付金である「低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金」及び関連事務経費を計上（98,062 千円）
- ・担い手農業者に対して経営規模の拡大を支援する担い手確保・経営強化支援事業補助金を計上（30,515 千円）
- ・土地開発基金で長期間保有している土地について、取得経緯等が明らかになったため買戻しに係る経費を計上（50,299 千円）
- ・国の補正予算措置により、中主中学校武道場吊天井落下防止対策工事を新年度予算から前倒して計上（11,605 千円）

□議第 14 号 平成 27 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

①予算額

- ・補正前予算額 5,681,455 千円
- ・補正額 3,615 千円
- ・補正後予算額 5,685,070 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・高額療養費共同事業拠出金の確定に伴う増額（国：774 千円、県：774 千円）
- ・保険基盤安定繰入金の確定に伴う増額（7,627 千円）

【歳出】

- ・平成 27 年人事院勧告を受けて改定する一般職の勤勉手当等の差額を計上（319 千円）
- ・出産育児一時金が見込みを上回って推移していることに伴う増額（2,520 千円）
- ・高額療養費共同事業拠出金額の確定に伴う増額（3,097 千円）

□議第 15 号 平成 27 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

①予算額

- ・補正前予算額 484,753 千円
- ・補正額 1,618 千円

・補正後予算額 486,371千円

②補正の概要

【歳入】

・保険基盤安定繰入金の確定に伴う増額（1,555千円）

【歳出】

・平成27年人事院勧告を受けて改定する一般職の勤勉手当等の差額を計上（63千円）

・保険基盤安定繰入金の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金を増額（1,555千円）

□議第16号 平成27年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

①予算額

・補正前予算額 3,779,399千円

・補正額 △65,564千円

・補正後予算額 3,713,835千円

②補正の概要

【歳入】

・施設介護サービス給付費等の減額に伴う介護給付費負担金の減額（国：△10,981千円、支払基金：△24,553千円、県：△17,518千円）

・介護保険法改正に伴うシステム改修業務に係る国庫補助金の計上（2,246千円）

【歳出】

・施設介護サービス給付費について、介護報酬の減額等の影響による減額（△131,383千円）

・居宅介護サービス計画給付事業費について、サービス給付見込量の増加及び介護報酬の増加に伴う増額（19,409千円）

□議第17号 平成27年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第2号)

①予算額

・補正前予算額 2,073,416千円

・補正額 248千円

・補正後予算額 2,073,664千円

②補正の概要

【歳入】

・繰入金の計上（248千円）

【歳出】

・平成27年人事院勧告を受けて改定する一般職の勤勉手当等の差額を計上（248千円）

□議第18号 平成27年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第3号)

①予算額

・補正前予算額	17,919千円
・補正額	△2,775千円
・補正後予算額	15,144千円

②補正の概要

【歳入】

- ・返還区画の増加による永代使用料の増額（420千円）

【歳出】

- ・さくら墓園変状調査業務委託について、入札残の減額（△2,775千円）

□議第19号 平成27年度野洲市土地取得特別会計補正予算(第2号)

①予算額

・補正前予算額	676,258千円
・補正額	△700千円
・補正後予算額	675,558千円

②補正の概要

【歳入】

- ・事業費の確定による公共用地先行取得等事業債の精査（△700千円）

【歳出】

- ・用地国債制度による一般国道8号線野洲栗東バイパス事業に係る土地購入費の確定（△740千円）

□議第20号 平成27年度野洲市水道事業会計補正予算(第2号)

【収益的支出】

・補正前予算額	898,110千円
・補正額	115千円
・補正後予算額	898,225千円

【資本的支出】

・補正前予算額	291,666千円
・補正額	119千円
・補正後予算額	291,785千円

4 条例の制定・改廃 17件

□議第21号 野洲市行政不服審査会条例

行政不服審査法の全部改正に伴い、改正後の行政不服審査法第81条の規定により本市に設置する野洲市行政不服審査会の組織及び運営に関し、同条第4項の規定に基づき条例を制定する。

施行日 平成28年4月1日

□議第22号 野洲市行政不服審査関係手数料条例

改正行政不服審査制度において、審査請求人等が審理員又は第三者機関である行

政不服審査会に求める書類等の写しの交付について、手数料の額、徴収方法その他の必要事項を定めるため条例を制定する。

施行日 平成 28 年 4 月 1 日

□議第 23 号 野洲市立病院の整備及び運営に関する基金条例

平成 32 年に開設予定の（仮称）野洲市民病院の施設整備費用及び開院当初の運営費をあらかじめ積み立て、市立病院整備及び運営の財政的安定性を確保するための基金を設置する。

施行日 平成 28 年 4 月 1 日

□議第 24 号 野洲市事務分掌条例等の一部を改正する等の条例

第 2 次同和対策基本計画により、平成 27 年度末をもって、同和対策事業を一般施策化することに伴い、関連する 11 条例の改正及び廃止を行う。

①改正条例

- (1) 野洲市事務分掌条例
- (2) 野洲市使用料条例
- (3) 野洲市重要な公の施設の廃止又は独占利用に関する条例
- (4) 野洲市児童厚生施設条例
- (5) 野洲市地域総合センター条例
- (6) 野洲市人権センター条例

②廃止条例

- (1) 野洲市教育集会所条例
- (2) 野洲市ふれあい館条例
- (3) 野洲市北比江自治・産業施設条例
- (4) 野洲市上川原霊園条例
- (5) 野洲市大型共同作業所条例

③施行日 平成 28 年 4 月 1 日

□議第 25 号 野洲市情報公開条例の一部を改正する条例

行政不服審査法の改正等に伴い、所要の改正を行う。

①概要

- ・公文書の公開に係る手数料等（第 17 条）
- ・審理員制度の適用除外（第 18 条）
- ・審査会への諮問（第 19 条）
- ・審査会への意見書又は資料の提出があった際の、写しの送付（第 21 条第 6 項）
- ・過料（第 30 条）

②施行日 平成 28 年 4 月 1 日

□議第 26 号 野洲市個人情報保護条例の一部を改正する条例

行政不服審査法の改正等に伴い、所要の改正を行う。

①概要

- ・保有個人情報の開示に係る手数料等（第 23 条の 2）
- ・審理員制度の適用除外（第 28 条）
- ・審査会への諮問（第 29 条）
- ・過料（第 45 条）

②施行日 平成 28 年 4 月 1 日

□議第 27 号 野洲市行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

行政不服審査法の改正に伴い、所要の改正を行う。

①改正条例

- (1) 野洲市行政手続条例
- (2) 野洲市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例
- (3) 野洲市非補助土地改良事業分担金徴収条例
- (4) 野洲市県営土地改良事業分担金条例

②施行日 平成 28 年 4 月 1 日

□議第 28 号 野洲市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

行政不服審査法の改正に伴い、所要の改正を行う。

①概要

- ・審査申出書の記載事項（審査の申出に係る処分の内容）の追加等（第 8 条）
- ・決定書の記載事項の明確化（第 15 条）

②施行日 平成 28 年 4 月 1 日

□議第 29 号 野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行等により、必要な改正を行う。

施行日 平成 28 年 4 月 1 日

□議第 30 号 野洲市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行等により、必要な改正を行う。

施行日 平成 28 年 4 月 1 日

□議第 31 号 野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員災害補償法施行令の改正により、地方公務員災害補償法による傷病補償年金及び休業補償と同一の事由により障害厚生年金等が併給される場合の調整率が改正されたことから、その引用規定について、必要な改正を行う。

施行日 平成 28 年 4 月 1 日

□議第 32 号 野洲市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

農業協同組合法等の一部を改正する法律の公布に伴い、農業委員会等に関する法律が改正されたことから、所要の改正を行う。

施行日 平成 28 年 4 月 1 日

□議第 33 号 野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

実施を見送っていた給与制度の総合的見直しの実施、地方公務員法の改正を踏まえた能力・実績に基づく人事管理を行うことなど、所要の改正を行う。

①概要

(1) 第 1 条関係

- ・勤勉手当の引上げ（第 22 条）

(2) 第 2 条関係

- ・級別基準職務表を新設（第 4 条、別表第 3）
- ・昇給等における人事評価等勤務成績反映規定の整備（第 6 条、第 22 条第 1 項）
- ・管理職員特別勤務手当の拡充（第 20 条の 2）
- ・勤勉手当の期間別調整（第 22 条）
- ・特定職員の給与減額期間終了期限の設定（付則第 11 項）
- ・給料表（行政職、教育職）の改正（別表第 1、別表第 2）
- ・給料表の切替えに伴う経過措置（改正付則第 8 項）
- ・給料の均衡のための加算（改正付則第 11 項）

②施行日 公布の日（第 1 条）、平成 28 年 4 月 1 日（第 2 条）

□議第 34 号 野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する。

①概要

(1) 国民健康保険税の課税限度額の引上げの見直し

- ・医療保険分（第 2 条第 2 項ただし書） 「520,000 円」→「540,000 円」
- ・後期高齢者支援分（第 2 条第 3 項ただし書） 「170,000 円」→「190,000 円」

(2) 国民健康保険税の軽減措置（被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準）の見直し

- ・5割軽減 被保険者数に乗ずる金額（第 23 条第 2 号） 「260,000 円」→「265,000 円」
- ・2割軽減 被保険者数に乗ずる金額（第 23 条第 3 号） 「470,000 円」→「480,000 円」

②施行日 平成 28 年 4 月 1 日（平成 28 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用）

□議第 35 号 野洲市手数料条例の一部を改正する条例

本年 10 月から供用開始する野洲クリーンセンターの更新に合わせ、ごみの分別

方法を変更することから、一部の手数料を含め、所要の改正を行う。

①概要

- ・別表第 12（一般廃棄物の収集及び処理手数料）
可燃物類 本市指定のごみ袋ミニ型 17 円（新設）
本市指定のごみ袋大型 50 円→48 円（減額）
プラスチック容器類 （廃止）
- ・別表第 13（一般廃棄物搬入手数料）

【改正前】

一般廃棄物搬入手数料

区分			単位	金額
野洲クリーン センター	家庭系	可燃物類 ペットボトル	10kg	96円
		粗大ごみ 不燃物類	10kg	101円
	事業系	可燃物類	10kg	208円
		粗大ごみ 不燃物類	10kg	214円
蓮池の里第二 処分場	家庭系	土砂瓦礫	10kg	129円

備考 この表の規定により算出した手数料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

【改正後】

一般廃棄物搬入手数料

区分			単位	金額
野洲クリーン センター	家庭系	可燃物類 ペットボトル	10kg	100円
		粗大ごみ 不燃物類	10kg	100円
	事業系	可燃物類	10kg	210円
		粗大ごみ 不燃物類	10kg	210円
蓮池の里第二 処分場	家庭系	土砂瓦礫	10kg	130円

②施行日 平成 28 年 10 月 1 日

□議第 36 号 野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例

市三宅地先での土地区画整理事業の完了に伴い、帰属を受けた公園など、4 公園を野洲市地域ふれあい公園とするため、所要の改正を行う。

施行日 公布の日（4 公園中 2 公園は、平成 28 年 4 月 1 日）

□議第 37 号 野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例

水道料金について、野洲市債権管理条例の適用を受けることから、関係規定を整理する。

①概要

第 35 条の 2（料金の支払請求権の放棄）を削る。

②施行日 公布の日

5 その他 5 件

□議第 38 号 財産の譲与について

次の財産を譲与することにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

(1) 譲与する土地

所 在	地 目	面積
野洲市入町字山田 15 番 1	山林	3954 m ²
野洲市入町字上ノ山 17 番	宅地	109.09 m ²
野洲市入町字上ノ山 18 番 1	山林	4477 m ²

(2) 譲与する相手方

滋賀県野洲市入町 18 番地
入町自治会

□議第 39 号 市道路線の認定について

次の市道路線を認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求める。

- ・認定路線・・・西ノ川原 16 号線、西ノ川原 17 号線、西ノ川原 18 号線、富波野田 7 号線

□議第 40 号 第 3 次野洲市人権施策基本計画の策定について

第 3 次野洲市人権施策基本計画を策定することについて、野洲市議会基本条例第 11 条第 3 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

□議第 41 号 野洲市教育振興基本計画第 2 期の策定について

野洲市教育振興基本計画第 2 期を策定することについて、野洲市議会基本条例第 11 条第 8 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

□議第 42 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市なかよし交流館）

指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

①公の施設の名称

野洲市なかよし交流館

②指定管理者

特定非営利活動法人 Y A S U ほほえみクラブ

③指定期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

6 人事案件 1 件

□議第 43 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員に推薦したいから、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記		
氏 名		
あ い ま 相間	よしかず 芳和	さい (再)

※任期 平成 28 年 7 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日（3 年間）

[追加予定]

口議第 号 野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正等に伴い、関係規定を整備するもの。

施行期日 平成 28 年 4 月 1 日